

佐賀県規則第33号

佐賀県個人情報保護条例の廃止に伴う関係規則の整理に関する規則
 (佐賀県統計データ利活用推進条例施行規則の一部改正)

第1条 佐賀県統計データ利活用推進条例施行規則（平成26年佐賀県規則第90号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(調査票情報の提供を受けることができる統計の作成等) 第7条 略 2 前項の統計の作成等を行う者は、次のいずれにも該当しない者とする。 (1) 法、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）若しくはこれらの法律に基づく命令又は <u>条例若しくは佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号）</u> に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者 (2)～(10) 略	(調査票情報の提供を受けることができる統計の作成等) 第7条 略 2 前項の統計の作成等を行う者は、次のいずれにも該当しない者とする。 (1) 法、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）若しくはこれらの法律に基づく命令又は <u>条例に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者</u> (2)～(10) 略

(佐賀県首都圏事務所管理規則の一部改正)

第2条 佐賀県首都圏事務所管理規則（昭和56年佐賀県規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(所長の専決事項) 第6条 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。 (1)～(8) 略 (9) 佐賀県情報公開条例（昭和62年佐賀県条例第17号）に基づく公文書の開示及び <u>佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号）</u> に基づく <u>個人情報の開示の決定等</u> に関すること。	(所長の専決事項) 第6条 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。 (1)～(8) 略 (9) 佐賀県情報公開条例（昭和62年佐賀県条例第17号）に基づく公文書の開示及び <u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u> に基づく <u>保有個人情報の開示の決定等</u> に関するこ

改正前	改正後
(10) 略 2 略	と。 (10) 略 2 略

(佐賀県消防学校管理規則の一部改正)

第3条 佐賀県消防学校管理規則（昭和53年佐賀県規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(校長の専決事項) 第7条 校長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。 (1)～(8) 略 (9) 佐賀県情報公開条例（昭和62年佐賀県条例第17号）に基づく公文書の開示及び佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号）に基づく <u>個人情報の開示の決定等</u> に関すること。 (10) 略 2・3 略	(校長の専決事項) 第7条 校長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。 (1)～(8) 略 (9) 佐賀県情報公開条例（昭和62年佐賀県条例第17号）に基づく公文書の開示及び <u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u> に基づく <u>保有個人情報</u> の開示の決定等に関すること。 (10) 略 2・3 略

(佐賀県防災航空センター設置規則の一部改正)

第4条 佐賀県防災航空センター設置規則（令和2年佐賀県規則第72号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(所長の専決事項) 第7条 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。 (1)～(8) 略	(所長の専決事項) 第7条 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。 (1)～(8) 略

改正前	改正後
<p>(9) 佐賀県情報公開条例（昭和62年佐賀県条例第17号）に基づく公文書の開示及び<u>佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号）</u>に基づく<u>個人情報</u>の開示の決定等に関すること。</p> <p>(10)・(11) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(9) 佐賀県情報公開条例（昭和62年佐賀県条例第17号）に基づく公文書の開示及び<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u>に基づく<u>保有個人情報</u>の開示の決定等に関すること。</p> <p>(10)・(11) 略</p> <p>2・3 略</p>

（佐賀県自治修習所設置規則の一部改正）

第5条 佐賀県自治修習所設置規則（昭和54年佐賀県規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（所長の専決事項）</p> <p>第8条 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 佐賀県情報公開条例（昭和62年佐賀県条例第17号）に基づく公文書の開示及び<u>佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号）</u>に基づく<u>個人情報</u>の開示の決定等に関すること。</p> <p>(10) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>（所長の専決事項）</p> <p>第8条 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 佐賀県情報公開条例（昭和62年佐賀県条例第17号）に基づく公文書の開示及び<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u>に基づく<u>保有個人情報</u>の開示の決定等に関すること。</p> <p>(10) 略</p> <p>2・3 略</p>

（佐賀県公文書館管理規則の一部改正）

第6条 佐賀県公文書館管理規則（平成24年佐賀県規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（館長の専決事項）</p>	<p>（館長の専決事項）</p>

改正前	改正後
<p>第6条 館長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 佐賀県情報公開条例（昭和62年佐賀県条例第17号）に基づく公文書の開示及び<u>佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号）</u>に基づく<u>個人情報</u>の開示の決定等に関すること。</p> <p>(10) 略</p> <p>2 略</p>	<p>第6条 館長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 佐賀県情報公開条例（昭和62年佐賀県条例第17号）に基づく公文書の開示及び<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u>に基づく<u>保有個人情報</u>の開示の決定等に関すること。</p> <p>(10) 略</p> <p>2 略</p>

（県税事務所管理規則の一部改正）

第7条 県税事務所管理規則（昭和40年佐賀県規則第48号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（所長の専決事項）</p> <p>第8条 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 佐賀県情報公開条例（昭和62年佐賀県条例第17号）に基づく公文書の開示及び<u>佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号）</u>に基づく<u>個人情報</u>の開示の決定等に関すること。</p> <p>(10) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>（所長の専決事項）</p> <p>第8条 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 佐賀県情報公開条例（昭和62年佐賀県条例第17号）に基づく公文書の開示及び<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u>に基づく<u>保有個人情報</u>の開示の決定等に関すること。</p> <p>(10) 略</p> <p>2・3 略</p>

（佐賀県佐賀空港事務所設置規則の一部改正）

第8条 佐賀県佐賀空港事務所設置規則（平成10年佐賀県規則第38号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(所長の専決事項)</p> <p>第7条 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 佐賀県情報公開条例（昭和62年佐賀県条例第17号）に基づく公文書の開示及び佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号）に基づく<u>個人情報の開示の決定等</u>に関すること。</p> <p>(10)～(12) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(所長の専決事項)</p> <p>第7条 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 佐賀県情報公開条例（昭和62年佐賀県条例第17号）に基づく公文書の開示及び<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u>に基づく<u>保有個人情報</u>の開示の決定等に関すること。</p> <p>(10)～(12) 略</p> <p>2・3 略</p>

(佐賀県立博物館処務規則の一部改正)

第9条 佐賀県立博物館処務規則（平成24年佐賀県規則第45号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(専決事項)</p> <p>第8条 常勤館長等は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 佐賀県情報公開条例（昭和62年佐賀県条例第17号）に基づく公文書の開示及び佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号）に基づく<u>個人情報の開示の決定等</u>に関すること。</p> <p>(8)・(9) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(専決事項)</p> <p>第8条 常勤館長等は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 佐賀県情報公開条例（昭和62年佐賀県条例第17号）に基づく公文書の開示及び<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u>に基づく<u>保有個人情報</u>の開示の決定等に関すること。</p> <p>(8)・(9) 略</p> <p>2・3 略</p>

(佐賀県立九州陶磁文化館処務規則の一部改正)

第10条 佐賀県立九州陶磁文化館処務規則（平成24年佐賀県規則第46号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(専決事項)</p> <p>第8条 常勤館長等は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 佐賀県情報公開条例（昭和62年佐賀県条例第17号）に基づく公文書の開示及び<u>佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号）</u>に基づく<u>個人情報の開示の決定等</u>に関すること。</p> <p>(8)・(9) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(専決事項)</p> <p>第8条 常勤館長等は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 佐賀県情報公開条例（昭和62年佐賀県条例第17号）に基づく公文書の開示及び<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u>に基づく<u>保有個人情報の開示の決定等</u>に関すること。</p> <p>(8)・(9) 略</p> <p>2・3 略</p>

(佐賀県立美術館処務規則の一部改正)

第11条 佐賀県立美術館処務規則（平成24年佐賀県規則第47号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(専決事項)</p> <p>第8条 常勤館長等は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 佐賀県情報公開条例（昭和62年佐賀県条例第17号）に基づく公文書の開示及び<u>佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号）</u>に基づく<u>個人情報の開示の決定等</u>に関すること。</p> <p>(8)・(9) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(専決事項)</p> <p>第8条 常勤館長等は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 佐賀県情報公開条例（昭和62年佐賀県条例第17号）に基づく公文書の開示及び<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u>に基づく<u>保有個人情報の開示の決定等</u>に関すること。</p> <p>(8)・(9) 略</p> <p>2・3 略</p>

(佐賀県立名護屋城博物館処務規則の一部改正)

第12条 佐賀県立名護屋城博物館処務規則（平成24年佐賀県規則第48号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(専決事項)</p> <p>第8条 常勤館長等は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 佐賀県情報公開条例（昭和62年佐賀県条例第17号）に基づく公文書の開示及び<u>佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号）</u>に基づく<u>個人情報の開示の決定等</u>に関すること。</p> <p>(8)・(9) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(専決事項)</p> <p>第8条 常勤館長等は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 佐賀県情報公開条例（昭和62年佐賀県条例第17号）に基づく公文書の開示及び<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u>に基づく<u>保有個人情報の開示の決定等</u>に関すること。</p> <p>(8)・(9) 略</p> <p>2・3 略</p>

(佐賀県立佐賀城本丸歴史館処務規則の一部改正)

第13条 佐賀県立佐賀城本丸歴史館処務規則（平成24年佐賀県規則第49号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(専決事項)</p> <p>第8条 常勤館長等は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 佐賀県情報公開条例（昭和62年佐賀県条例第17号）に基づく公文書の開示及び<u>佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号）</u>に基づく<u>個人情報の開示の決定等</u>に関すること。</p> <p>(8)・(9) 略</p>	<p>(専決事項)</p> <p>第8条 常勤館長等は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 佐賀県情報公開条例（昭和62年佐賀県条例第17号）に基づく公文書の開示及び<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u>に基づく<u>保有個人情報の開示の決定等</u>に関すること。</p> <p>(8)・(9) 略</p>

改正前	改正後
2・3 略	2・3 略

(佐賀県立図書館処務規則の一部改正)

第14条 佐賀県立図書館処務規則（平成24年佐賀県規則第44号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(館長の専決事項)</p> <p>第8条 館長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 佐賀県情報公開条例（昭和62年佐賀県条例第17号）に基づく公文書の開示及び<u>佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号）</u>に基づく<u>個人情報の開示の決定等</u>に関する事</p> <p>(8) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(館長の専決事項)</p> <p>第8条 館長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 佐賀県情報公開条例（昭和62年佐賀県条例第17号）に基づく公文書の開示及び<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u>に基づく<u>保有個人情報</u>の開示の決定等に関する事</p> <p>(8) 略</p> <p>2・3 略</p>

(佐賀県消費生活センター管理規則の一部改正)

第15条 佐賀県消費生活センター管理規則（平成28年佐賀県規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(所長の専決事項)</p> <p>第5条 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 佐賀県情報公開条例（昭和62年佐賀県条例第17号）に基づく公文書の開示及び<u>佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県</u></p>	<p>(所長の専決事項)</p> <p>第5条 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 佐賀県情報公開条例（昭和62年佐賀県条例第17号）に基づく公文書の開示及び<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法</u></p>

改正前	改正後
<p>条例第37号)に基づく<u>個人情報</u>の開示の決定等に関すること。</p> <p>(10) 略</p> <p>2 略</p>	<p>律第57号)に基づく<u>保有個人情報</u>の開示の決定等に関すること。</p> <p>(10) 略</p> <p>2 略</p>

(佐賀県環境センター管理規則の一部改正)

第16条 佐賀県環境センター管理規則（昭和49年佐賀県規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(所長の専決事項等)</p> <p>第7条 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 佐賀県情報公開条例（昭和62年佐賀県条例第17号）に基づく公文書の開示及び<u>佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号）</u>に基づく<u>個人情報</u>の開示の決定等に関すること。</p> <p>(10)・(11) 略</p> <p>2～4 略</p>	<p>(所長の専決事項等)</p> <p>第7条 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 佐賀県情報公開条例（昭和62年佐賀県条例第17号）に基づく公文書の開示及び<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u>に基づく<u>保有個人情報</u>の開示の決定等に関すること。</p> <p>(10)・(11) 略</p> <p>2～4 略</p>

(佐賀県総合福祉センター管理規則の一部改正)

第17条 佐賀県総合福祉センター管理規則（昭和58年佐賀県規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(所長の専決事項)</p> <p>第8条 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p>	<p>(所長の専決事項)</p> <p>第8条 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p>

改正前	改正後
(1)～(8) 略 (9) 佐賀県情報公開条例（昭和62年佐賀県条例第17号）に基づく公文書の開示及び <u>佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号）</u> に基づく <u>個人情報</u> の開示の決定等に関すること。 (10)～(16) 略 2・3 略	(1)～(8) 略 (9) 佐賀県情報公開条例（昭和62年佐賀県条例第17号）に基づく公文書の開示及び <u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u> に基づく <u>保有個人情報</u> の開示の決定等に関すること。 (10)～(16) 略 2・3 略

（佐賀県児童相談所等の管理に関する規則の一部改正）

第18条 佐賀県児童相談所等の管理に関する規則（昭和58年佐賀県規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
（所長の専決事項） 第6条 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。 (1)～(7) 略 (8) 佐賀県情報公開条例（昭和62年佐賀県条例第17号）に基づく公文書の開示及び <u>佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号）</u> に基づく <u>個人情報</u> の開示の決定等に関すること。 (9)・(10) 略 2 略	（所長の専決事項） 第6条 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。 (1)～(7) 略 (8) 佐賀県情報公開条例（昭和62年佐賀県条例第17号）に基づく公文書の開示及び <u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u> に基づく <u>保有個人情報</u> の開示の決定等に関すること。 (9)・(10) 略 2 略

（佐賀県立地域生活リハビリセンター管理規則の一部改正）

第19条 佐賀県立地域生活リハビリセンター管理規則（平成23年佐賀県規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(所長の専決事項)</p> <p>第5条 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 佐賀県情報公開条例（昭和62年佐賀県条例第17号）に基づく公文書の開示及び佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号）に基づく<u>個人情報の開示の決定等</u>に関すること。</p> <p>(9) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(所長の専決事項)</p> <p>第5条 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 佐賀県情報公開条例（昭和62年佐賀県条例第17号）に基づく公文書の開示及び<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u>に基づく<u>保有個人情報</u>の開示の決定等に関すること。</p> <p>(9) 略</p> <p>2・3 略</p>

(佐賀県療育支援センター管理規則の一部改正)

第20条 佐賀県療育支援センター管理規則（平成21年佐賀県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(専決事項)</p> <p>第7条 所長等は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 佐賀県情報公開条例（昭和62年佐賀県条例第17号）に基づく公文書の開示及び佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号）に基づく<u>個人情報の開示の決定等</u>に関すること。</p> <p>(10) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(専決事項)</p> <p>第7条 所長等は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 佐賀県情報公開条例（昭和62年佐賀県条例第17号）に基づく公文書の開示及び<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u>に基づく<u>保有個人情報</u>の開示の決定等に関すること。</p> <p>(10) 略</p> <p>2・3 略</p>

(佐賀県立九千部学園管理規則の一部改正)

第21条 佐賀県立九千部学園管理規則（昭和55年佐賀県規則第29号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(園長の専決事項)</p> <p>第7条 園長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 佐賀県情報公開条例（昭和62年佐賀県条例第17号）に基づく公文書の開示及び<u>佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号）</u>に基づく<u>個人情報の開示の決定等</u>に関すること。</p> <p>(10) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(園長の専決事項)</p> <p>第7条 園長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 佐賀県情報公開条例（昭和62年佐賀県条例第17号）に基づく公文書の開示及び<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u>に基づく<u>保有個人情報の開示の決定等</u>に関すること。</p> <p>(10) 略</p> <p>2・3 略</p>

(佐賀県精神保健福祉センター管理規則の一部改正)

第22条 佐賀県精神保健福祉センター管理規則（昭和58年佐賀県規則第66号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(所長の専決事項)</p> <p>第5条 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 佐賀県情報公開条例（昭和62年佐賀県条例第17号）に基づく公文書の開示及び<u>佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号）</u>に基づく<u>個人情報の開示の決定等</u>に関すること。</p> <p>(10)～(20) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(所長の専決事項)</p> <p>第5条 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 佐賀県情報公開条例（昭和62年佐賀県条例第17号）に基づく公文書の開示及び<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u>に基づく<u>保有個人情報の開示の決定等</u>に関すること。</p> <p>(10)～(20) 略</p> <p>2 略</p>

(佐賀県食肉衛生検査所管理規則の一部改正)

第23条 佐賀県食肉衛生検査所管理規則（昭和56年佐賀県規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(所長の専決事項)</p> <p>第8条 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 佐賀県情報公開条例（昭和62年佐賀県条例第17号）に基づく公文書の開示及び<u>佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号）</u>に基づく<u>個人情報</u>の開示の決定等に関すること。</p> <p>(10)～(17) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(所長の専決事項)</p> <p>第8条 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 佐賀県情報公開条例（昭和62年佐賀県条例第17号）に基づく公文書の開示及び<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u>に基づく<u>保有個人情報</u>の開示の決定等に関すること。</p> <p>(10)～(17) 略</p> <p>2 略</p>

(佐賀県関西・中京事務所管理規則の一部改正)

第24条 佐賀県関西・中京事務所管理規則（昭和57年佐賀県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(所長の専決事項)</p> <p>第6条 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 佐賀県情報公開条例（昭和62年佐賀県条例第17号）に基づく公文書の開示及び<u>佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号）</u>に基づく<u>個人情報</u>の開示の決定等に関すること。</p> <p>(10) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(所長の専決事項)</p> <p>第6条 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 佐賀県情報公開条例（昭和62年佐賀県条例第17号）に基づく公文書の開示及び<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u>に基づく<u>保有個人情報</u>の開示の決定等に関すること。</p> <p>(10) 略</p> <p>2・3 略</p>

(佐賀県工業技術センター管理規則の一部改正)

第25条 佐賀県工業技術センター管理規則（昭和37年佐賀県規則第90号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(所長の専決事項)</p> <p>第7条 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 佐賀県情報公開条例（昭和62年佐賀県条例第17号）に基づく公文書の開示及び<u>佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号）</u>に基づく<u>個人情報の開示の決定等</u>に関すること。</p> <p>(10) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(所長の専決事項)</p> <p>第7条 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 佐賀県情報公開条例（昭和62年佐賀県条例第17号）に基づく公文書の開示及び<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u>に基づく<u>保有個人情報の開示の決定等</u>に関すること。</p> <p>(10) 略</p> <p>2・3 略</p>

(佐賀県立産業技術学院管理規則の一部改正)

第26条 佐賀県立産業技術学院管理規則（昭和35年佐賀県規則第43号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(学院長の専決事項)</p> <p>第4条 学院長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 佐賀県情報公開条例（昭和62年佐賀県条例第17号）に基づく公文書の開示及び<u>佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号）</u>に基づく<u>個人情報の開示の決定等</u>に関すること。</p> <p>(10)～(12) 略</p>	<p>(学院長の専決事項)</p> <p>第4条 学院長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 佐賀県情報公開条例（昭和62年佐賀県条例第17号）に基づく公文書の開示及び<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u>に基づく<u>保有個人情報の開示の決定等</u>に関すること。</p> <p>(10)～(12) 略</p>

改正前	改正後
2・3 略	2・3 略

(佐賀県農林事務所管理規則の一部改正)

第27条 佐賀県農林事務所管理規則（昭和40年佐賀県規則第51号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(所長の専決事項)</p> <p>第9条 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(4)の2 略</p> <p>(4)の3 佐賀県情報公開条例（昭和62年佐賀県条例第17号）に基づく公文書の開示及び<u>佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号）</u>に基づく<u>個人情報</u>の開示の決定等に関すること。</p> <p>(5)～(34) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(所長の専決事項)</p> <p>第9条 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(4)の2 略</p> <p>(4)の3 佐賀県情報公開条例（昭和62年佐賀県条例第17号）に基づく公文書の開示及び<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u>に基づく<u>保有個人情報</u>の開示の決定等に関すること。</p> <p>(5)～(34) 略</p> <p>2・3 略</p>

(佐賀県農業技術防除センター管理規則の一部改正)

第28条 佐賀県農業技術防除センター管理規則（平成11年佐賀県規則第50号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(所長の専決事項)</p> <p>第7条 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 佐賀県情報公開条例（昭和62年佐賀県条例第17号）に基づく公文書の開示及び<u>佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県</u></p>	<p>(所長の専決事項)</p> <p>第7条 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 佐賀県情報公開条例（昭和62年佐賀県条例第17号）に基づく公文書の開示及び<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法</u></p>

改正前	改正後
<p>条例第37号)に基づく<u>個人情報</u>の開示の決定等に関すること。</p> <p>(10)・(11) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>律第57号)に基づく<u>保有個人情報</u>の開示の決定等に関すること。</p> <p>(10)・(11) 略</p> <p>2・3 略</p>

(佐賀県上場営農センター管理規則の一部改正)

第29条 佐賀県上場営農センター管理規則（平成2年佐賀県規則第29号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(所長の専決事項)</p> <p>第7条 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 佐賀県情報公開条例（昭和62年佐賀県条例第17号）に基づく公文書の開示及び<u>佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号）</u>に基づく<u>個人情報</u>の開示の決定等に関すること。</p> <p>(10) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(所長の専決事項)</p> <p>第7条 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 佐賀県情報公開条例（昭和62年佐賀県条例第17号）に基づく公文書の開示及び<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u>に基づく<u>保有個人情報</u>の開示の決定等に関すること。</p> <p>(10) 略</p> <p>2・3 略</p>

(佐賀県農業試験研究センター管理規則の一部改正)

第30条 佐賀県農業試験研究センター管理規則（昭和53年佐賀県規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(所長の専決事項)</p> <p>第10条 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p>	<p>(所長の専決事項)</p> <p>第10条 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p>

改正前	改正後
<p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 佐賀県情報公開条例（昭和62年佐賀県条例第17号）に基づく公文書の開示及び<u>佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号）</u>に基づく<u>個人情報</u>の開示の決定等に関すること。</p> <p>(10) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>（分場長の専決事項）</p> <p>第11条 分場長は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 佐賀県情報公開条例（昭和62年佐賀県条例第17号）に基づく公文書の開示及び<u>佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号）</u>に基づく<u>個人情報</u>の開示の決定等に関すること。</p> <p>(8) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 佐賀県情報公開条例（昭和62年佐賀県条例第17号）に基づく公文書の開示及び<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u>に基づく<u>保有個人情報</u>の開示の決定等に関すること。</p> <p>(10) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>（分場長の専決事項）</p> <p>第11条 分場長は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 佐賀県情報公開条例に基づく公文書の開示及び<u>個人情報の保護に関する法律</u>に基づく<u>保有個人情報</u>の開示の決定等に関すること。</p> <p>(8) 略</p> <p>2 略</p>

（佐賀県農業大学校管理規則の一部改正）

第31条 佐賀県農業大学校管理規則（昭和59年佐賀県規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（校長の専決事項）</p> <p>第9条 校長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 佐賀県情報公開条例（昭和62年佐賀県条例第17号）に基づく公文書の開示及び<u>佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県</u></p>	<p>（校長の専決事項）</p> <p>第9条 校長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 佐賀県情報公開条例（昭和62年佐賀県条例第17号）に基づく公文書の開示及び<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法</u></p>

改正前	改正後
<p>条例第37号)に基づく<u>個人情報</u>の開示の決定等に関すること。</p> <p>(10)・(11) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>律第57号)に基づく<u>保有個人情報</u>の開示の決定等に関すること。</p> <p>(10)・(11) 略</p> <p>2・3 略</p>

(佐賀県果樹試験場管理規則の一部改正)

第32条 佐賀県果樹試験場管理規則（昭和37年佐賀県規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(場長の専決事項)</p> <p>第6条 場長は、次に掲げる事項について専決処理をすることができる。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 佐賀県情報公開条例（昭和62年佐賀県条例第17号）に基づく公文書の開示及び<u>佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号）</u>に基づく<u>個人情報</u>の開示の決定等に関すること。</p> <p>(10) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(場長の専決事項)</p> <p>第6条 場長は、次に掲げる事項について専決処理をすることができる。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 佐賀県情報公開条例（昭和62年佐賀県条例第17号）に基づく公文書の開示及び<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u>に基づく<u>保有個人情報</u>の開示の決定等に関すること。</p> <p>(10) 略</p> <p>2・3 略</p>

(佐賀県茶業試験場管理規則の一部改正)

第33条 佐賀県茶業試験場管理規則（昭和53年佐賀県規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(場長の専決事項)</p> <p>第7条 場長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p>	<p>(場長の専決事項)</p> <p>第7条 場長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p>

改正前	改正後
(1)～(8) 略 (9) 佐賀県情報公開条例（昭和62年佐賀県条例第17号）に基づく公文書の開示及び <u>佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号）</u> に基づく <u>個人情報</u> の開示の決定等に関すること。 (10) 略 2・3 略	(1)～(8) 略 (9) 佐賀県情報公開条例（昭和62年佐賀県条例第17号）に基づく公文書の開示及び <u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u> に基づく <u>保有個人情報</u> の開示の決定等に関すること。 (10) 略 2・3 略

（佐賀県畜産試験場管理規則の一部改正）

第34条 佐賀県畜産試験場管理規則（昭和53年佐賀県規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
（場長の専決事項） 第8条 場長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。 (1)～(8) 略 (9) 佐賀県情報公開条例（昭和62年佐賀県条例第17号）に基づく公文書の開示及び <u>佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号）</u> に基づく <u>個人情報</u> の開示の決定等に関すること。 (10) 略 2・3 略	（場長の専決事項） 第8条 場長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。 (1)～(8) 略 (9) 佐賀県情報公開条例（昭和62年佐賀県条例第17号）に基づく公文書の開示及び <u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u> に基づく <u>保有個人情報</u> の開示の決定等に関すること。 (10) 略 2・3 略

（佐賀県家畜保健衛生所管理規則の一部改正）

第35条 佐賀県家畜保健衛生所管理規則（昭和40年佐賀県規則第50号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(所長の専決事項)</p> <p>第7条 所長は、次に掲げる事項を専決処理することができる。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 佐賀県情報公開条例（昭和62年佐賀県条例第17号）に基づく公文書の開示及び<u>佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号）</u>に基づく<u>個人情報の開示の決定等</u>に関すること。</p> <p>(10)～(12) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(所長の専決事項)</p> <p>第7条 所長は、次に掲げる事項を専決処理することができる。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 佐賀県情報公開条例（昭和62年佐賀県条例第17号）に基づく公文書の開示及び<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u>に基づく<u>保有個人情報の開示の決定等</u>に関すること。</p> <p>(10)～(12) 略</p> <p>2・3 略</p>

(佐賀県水産振興センター管理規則の一部改正)

第36条 佐賀県水産振興センター管理規則（昭和48年佐賀県規則第68号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(所長の専決事項)</p> <p>第7条 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 佐賀県情報公開条例（昭和62年佐賀県条例第17号）に基づく公文書の開示及び<u>佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号）</u>に基づく<u>個人情報の開示の決定等</u>に関すること。</p> <p>(10) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(所長の専決事項)</p> <p>第7条 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 佐賀県情報公開条例（昭和62年佐賀県条例第17号）に基づく公文書の開示及び<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u>に基づく<u>保有個人情報の開示の決定等</u>に関すること。</p> <p>(10) 略</p> <p>2・3 略</p>

(佐賀県高等水産講習所管理規則の一部改正)

第37条 佐賀県高等水産講習所管理規則（昭和55年佐賀県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(所長の専決事項)</p> <p>第4条 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 佐賀県情報公開条例（昭和62年佐賀県条例第17号）に基づく公文書の開示及び佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号）に基づく<u>個人情報</u>の開示の決定等に関すること。</p> <p>(10) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(所長の専決事項)</p> <p>第4条 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 佐賀県情報公開条例（昭和62年佐賀県条例第17号）に基づく公文書の開示及び<u>個人情報の保護に関する法律</u>（平成15年法律第57号）に基づく<u>保有個人情報</u>の開示の決定等に関すること。</p> <p>(10) 略</p> <p>2 略</p>

(佐賀県ダム管理事務所管理規則の一部改正)

第38条 佐賀県ダム管理事務所管理規則（昭和44年佐賀県規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(所長の専決事項)</p> <p>第9条 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 佐賀県情報公開条例（昭和62年佐賀県条例第17号）に基づく公文書の開示及び佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号）に基づく<u>個人情報</u>の開示の決定等に関すること。</p> <p>(10)～(12) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(所長の専決事項)</p> <p>第9条 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 佐賀県情報公開条例（昭和62年佐賀県条例第17号）に基づく公文書の開示及び<u>個人情報の保護に関する法律</u>（平成15年法律第57号）に基づく<u>保有個人情報</u>の開示の決定等に関すること。</p> <p>(10)～(12) 略</p> <p>2・3 略</p>

(佐賀県有明海沿岸道路整備事務所設置規則の一部改正)

第39条 佐賀県有明海沿岸道路整備事務所設置規則（平成20年佐賀県規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(所長の専決事項)</p> <p>第7条 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 佐賀県情報公開条例（昭和62年佐賀県条例第17号）に基づく公文書の開示及び佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号）に基づく<u>個人情報の開示の決定等</u>に関すること。</p> <p>(10)～(23) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(所長の専決事項)</p> <p>第7条 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 佐賀県情報公開条例（昭和62年佐賀県条例第17号）に基づく公文書の開示及び<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u>に基づく<u>保有個人情報</u>の開示の決定等に関すること。</p> <p>(10)～(23) 略</p> <p>2・3 略</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 佐賀県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年佐賀県条例第2号）附則第5項の規定によりなお従前の例によることとされた旧個人情報（同条例附則第3項に規定する旧個人情報をいう。）の開示、訂正及び利用停止並びに同条例附則第6項の規定によりなお従前の例によることとされた審査請求については、この規則による改正後のそれぞれの規則（第1条の規定による改正後の佐賀県統計データ活用推進条例施行規則を除く。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。